

平成30年11月2日

保護者の皆様

港区立御田小学校

校長 瀨尾 敏恵

児童の携行品について

日頃より本校の教育にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、児童の携行品（持ち物）について、文部科学省から9月6日付で「児童生徒の携行品に係る配慮について」の通知がありました。本校では、これまでも児童の発達段階や学習指導における必要性に鑑み配慮をしておりましたが、改めて児童の携行品について確認いたしました。

つきましては、児童の携行品については下記のようにしてまいります。ご理解、ご協力の程よろしくお願いたします。

記

1 学校に置いておく持ち物

・教科書

音楽、図工、道徳、国際科、書写（全学年）

体育・保健（3年以上）、社会資料集・地図帳（4年以上）、家庭（5・6年）、

・各教科で必要な道具等

鍵盤ハーモニカ、歌集、絵の具、（全学年）

粘土・算数セット（1・2年）、リコーダー（3年以上）、裁縫道具（5・6年）

※高学年の鍵盤ハーモニカは必要な時期に置いておきます。

※学校に置いておく持ち物は、各学期の始めの授業に合わせて持参し、学期末の授業終了時には持ち帰ります。但し、各学年の学習状況に応じて学年末まで置いておく場合もあります。

2 その他

・学年によって、上記のもの以外にも必要に応じて学校に置いておくものがあります。

不明な点は、各担任にお聞きください。